

# 「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人新潟県共同募金会

## 1 趣旨

令和4年8月3日からの大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、村上市、胎内市、関川村には災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

## 2 義援金の名称

令和4年8月新潟県大雨災害義援金

## 3 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和5年3月31日（金）まで

## 4 義援金受入口座

| 金融機関   | 支店名            | 口座番号      | 口座名義   |
|--------|----------------|-----------|--|
| 第四北越銀行 | 白山支店           | 普 1590791 | しゃかいふくしほうじん<br>社会福祉法人<br>にいがたけんきょうどうぼきんかい<br>新潟県共同募金会                    |
| 大光銀行   | 新潟支店           | 普 3043002 |  |
| ゆうちょ銀行 | 00180-4-605183 |           | にいがたけんきょうどうぼきんかいいいわよねんはちがつ<br>新潟県共同募金会令和4年8月<br>おおあめさいがいぎえんきん<br>大雨災害義援金 |

※ 第四北越銀行・大光銀行・ゆうちょ銀行の窓口での振込料金は無料。  
但しATM及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料。

## 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、新潟県災害対策本部へ送金し、新潟県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

## 6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を発行します。

## 7 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和4年8月12日から施行します。

## 8 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

E-mail niigatakenkyobo@h8.dion.ne.jp